

西淀川少年少女合唱団

規約

第1条 (名称)

1. 当団体は、西淀川少年少女合唱団と称する。

第2条 (事務所)

1. 本団の事務所は、合唱団の指導者代表宅とする。

第3条 (目的)

1. 心豊かな人間性の育成。
2. 一人一人がいきいきとした活動。
3. 学校・学年の枠を超えての交流。

第4条 (団員の資格)

1. 西淀川少年少女合唱団の活動に積極的に参加できること。
2. 小学1年生から高校2年生までとする

第5条 (入団等)

1. 入団

入団申込者を指導者代表に提出の上、受理された場合、入団が成立する。

2. 再入団

退団者及び除籍者が再び入団を希望した場合、入団届(団員登録票)を代表に提出の上、受理された場合、再入団が成立する。ただし除籍者は協議の上、入団の可否を決定する。

第6条 (退団等)

1. 退団

退団届を指導者代表に提出の上、受理された場合退団となる。

2. 除籍

正当な理由なく第7条に規定する団費の納入期限までに団費を納入せず、今後の納入の意思を明らかにしなかった場合、除籍となる。

3. 卒団

小学6年生の年度末(3月)以降退団する場合は、卒団扱いとする。
小学6年生以降各年度末まで在籍した場合は、定期演奏会で卒団生として紹介し、卒団式を行う。年度途中で卒団する場合は、卒団式のみ行う。

第7条 (団費)

1. 金額 毎月1000円

ただし、小学生から継続して中学生以上で在籍する場合は、部活等を考慮し、月額500円とする。納入は半期(3000円)ごととする。

2. 用途 施設利用料、楽譜、楽器の購入、その他必要と認められる費用に支出する。

3. 納入期限 当月10日までに

4. 入団 入団の場合は、当月分を申込時に納入する。

5. 退団 退団の場合は、退団月までの団費を納入する。

6. 除籍 除籍の場合は、除籍と決定された月までの団費を納入する。
7. 演奏会の開催、合宿、その他団の行事が行われる場合などに、別途費用を徴収する可能性がある。

第8条 (会計年度)

1. 会計年度は毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。
2. 会計担当は、決算確定後速やかに所定の監査を受け、保護者及び団員に報告をする。